

第2次南アルプスユネスコエコパーク
管理運営計画(静岡市域版)



令和●年●月
静岡市



はじめに

静岡市長

計画の趣旨

ユネスコエコパークの登録地域では、将来にわたって豊かな自然環境を守り、その自然と調和した地域社会の持続的な発展のため、自然環境の保全、調査・教育、地域の活性化を推進する計画を策定し、それを推進する組織体制の構築が求められます。

本計画は、構成 10 市町村で共有する南アルプス全体の理念を踏まえつつ、本市が目指す南アルプスユネスコエコパークのあり方と施策の方向性を示すものです。

具体的な事業については、本計画に基づいた実施計画書に事業内容、成果指標、スケジュール等をまとめ、進捗管理していきます。

目 次

第1章 管理運営計画の基本事項.....	1
1. 南アルプスユネスコエコパークとは.....	1
2. 計画改定にあたって.....	9
第2章 本市における南アルプスユネスコエコパークの構成要素.....	15
1. 南アルプスユネスコエコパーク（静岡市域）の概要.....	15
2. 本市に位置する構成要素.....	19
第3章 前計画の評価・現状と課題.....	49
1. 前計画の評価.....	49
2. 現状の分析と課題の抽出.....	53
第4章 基本理念と基本方針.....	57
1. 基本理念.....	57
2. 基本方針.....	57
第5章 施策.....	59
1. まもる.....	61
2. しらべる.....	65
3. うみだす.....	67
4. つたえる.....	73
5. つなげる.....	78
第6章 管理運営体制.....	81
1. 運営体制.....	81
2. 各主体の役割.....	85
用語解説.....	86
参考文献一覧.....	93

第1章 管理運営計画の基本事項



1. 南アルプスユネスコエコパークとは

(1) 生物圏保存地域の背景

1) 生物圏保存地域の創設及びその背景

生物圏保存地域 (Biosphere Reserve) は、ユネスコ (国際連合教育科学文化機関、UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) の自然科学セクターで実施される「人間と生物圏計画 (MAB: Man and the Biosphere Programme)」の中心事業の一つで、自然環境の保全と人間の営みの両立を実践している地域として、各国の国内委員会からの推薦に基づいてユネスコが認め、指定し、その知恵や取組を世界的なネットワークで共有し、国際的な協力関係を構築する地域です。

同じくユネスコの取組である世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、生物圏保存地域は、自然保護と地域の人々の生活 (人間の干渉を含む生態系の保全と経済社会活動) とが両立した持続可能な発展を目指しています。

2024 (令和6) 年7月現在、世界では136カ国、759地域が生物圏保存地域に登録されています。

2) 生物圏保存地域の役割

生物圏保存地域は、世界が直面する生物多様性の保全や経済的・社会的発展、文化的価値の維持等の課題に対し、生態系の保全と持続可能な利活用の調和という視点から、その解決に向けた取組を行っています。

1995 (平成7) 年に採択された「セビリア戦略」 (詳細は別冊「参考資料①」参照) では、生物圏保存地域が生態系の保全と持続可能な利活用の調和を実現していくための手段になるだけでなく、さらに持続可能性に富んだ将来への道筋を示していくことを21世紀に向けたビジョンとしました。また、生物多様性条約をはじめとした国際条約の諸目標を達成していく上で、生物圏保存地域が重要な役割を果たしていくことが強調されています。

「セビリア戦略」の採択から13年後に採択された「マドリッド行動計画」では、環境問題の深刻化や急速な都市化などの課題に効果的に取り組むため、2008 (平成20) 年から2013 (平成25) 年までに推進すべき具体的な行動目標及び行動計画を定めました。

2015 (平成27) 年5月には「MAB戦略 (2015年～2025年)」が採択され、あわせて2016 (平成28) 年3月にはMAB戦略の効果的実施のため具体的な行動について定めた「リマ行動計画 (2016年～2025年)」 (詳細は別冊「参考資料②」参照) が採択されました。計画では、持続的な開発のモデル構築、生態系サービスの回復・強化、気候変動の緩和と適応について示されています。

3) 国内の取組

国内では、生物圏保存地域を「ユネスコエコパーク」と呼ぶことを提案し、2010（平成 22）年、委員会で正式に決定されました（以下、生物圏保存地域は「ユネスコエコパーク」と表記）。

また、2011（平成 23）年には「生物圏保存地域審査基準」を設けるなど、国内におけるユネスコエコパークの登録や普及啓発を推進しています。

現在、国内では 10 地域がユネスコエコパークに登録されており、南アルプスユネスコエコパークは 2014（平成 26）年に登録されました。

表 1 国内のユネスコエコパークの登録状況（2024（令和 6）年 6 月現在）

年	登録状況	登録地域数
1980 年	◆新規登録 白山（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、 大台ヶ原・大峯山（奈良県、三重県）、 志賀高原（群馬県、長野県）、 屋久島（鹿児島県）	4
2012 年	◆新規登録 綾（宮崎県）※国内では 32 年ぶり	5
2014 年	◆新規登録 南アルプス（静岡県、山梨県、長野県）、 只見（福島県） ◆拡張登録 志賀高原（群馬県、長野県）	7
2016 年	◆拡張登録 白山（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、 大台ヶ原・大峯山・大杉谷（奈良県、三重県）、 屋久島・口永良部島（鹿児島県）	7
2017 年	◆新規登録 祖母・傾・大崩（大分県、宮崎県）、 みなかみ（群馬県、新潟県）	9
2019 年	◆新規登録 甲武信（山梨県、埼玉県、長野県、東京都）	10

日本のユネスコエコパーク



日本ユネスコ
エコパーク
ネットワーク
Japan
UNESCO
Eco-Park
Network

日本のユネスコエコパークは、全国で10カ所の登録地があります。

(2021年4月現在)

- 1980年登録 志賀高原、白山
大台ヶ原・大峯山・大杉谷
屋久島・口永良部島
- 2012年登録 綾
- 2014年登録 只見、南アルプス
- 2017年登録 祖母・傾・大崩
みなかみ
- 2019年登録 甲武信



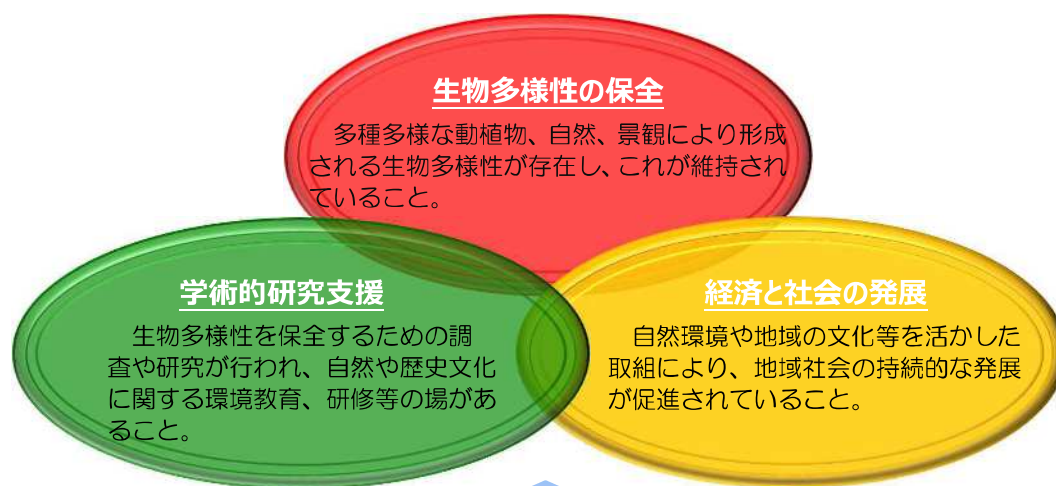
出典：「ユネスコエコパークパンフレット」日本ユネスコエコパークネットワーク

図1 国内の登録地域

(2) ユネスコエコパークの3つの機能と地域

生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目指すユネスコエコパークでは、3つの機能が求められ、これを果たすための3つの地域が設定されます。

3つの機能が良好なバランスを保ち、相乗効果を生み出すよう、「核心地域」、「緩衝地域」、「移行地域」の3つの地域を設定し、それぞれの地域の持つ役割を踏まえ、つながりを意識しながら、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指しています。



3つの地域の取組が、3つの機能の働きを高める



図2 ユネスコエコパークの3つの機能と地域

(3) 南アルプスユネスコエコパーク

1) 構成 10 市町村共通の理念

南アルプスユネスコエコパークのテーマ 高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性

南アルプスユネスコエコパークは、図4に示すとおり、3県10市町村（山梨県：韮崎市・南アルプス市・北杜市・早川町、長野県：飯田市・伊那市・富士見町・大鹿村、静岡県：静岡市・川根本町）にまたがって構成されており、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」を10市町村の共通テーマとして掲げています。

その背景である南アルプスの3,000m級の高い山々とそこに刻まれた深い谷、これらがもたらす多種多様な動植物を育む自然環境、この自然の恵みを受けた人々の営みによって受け継がれてきた多様な文化を10市町村の共有財産と位置づけ、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことにより、人や文化、様々な活動の交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指していきます。



図3 南アルプスユネスコエコパークを構成する本市以外の9市町村

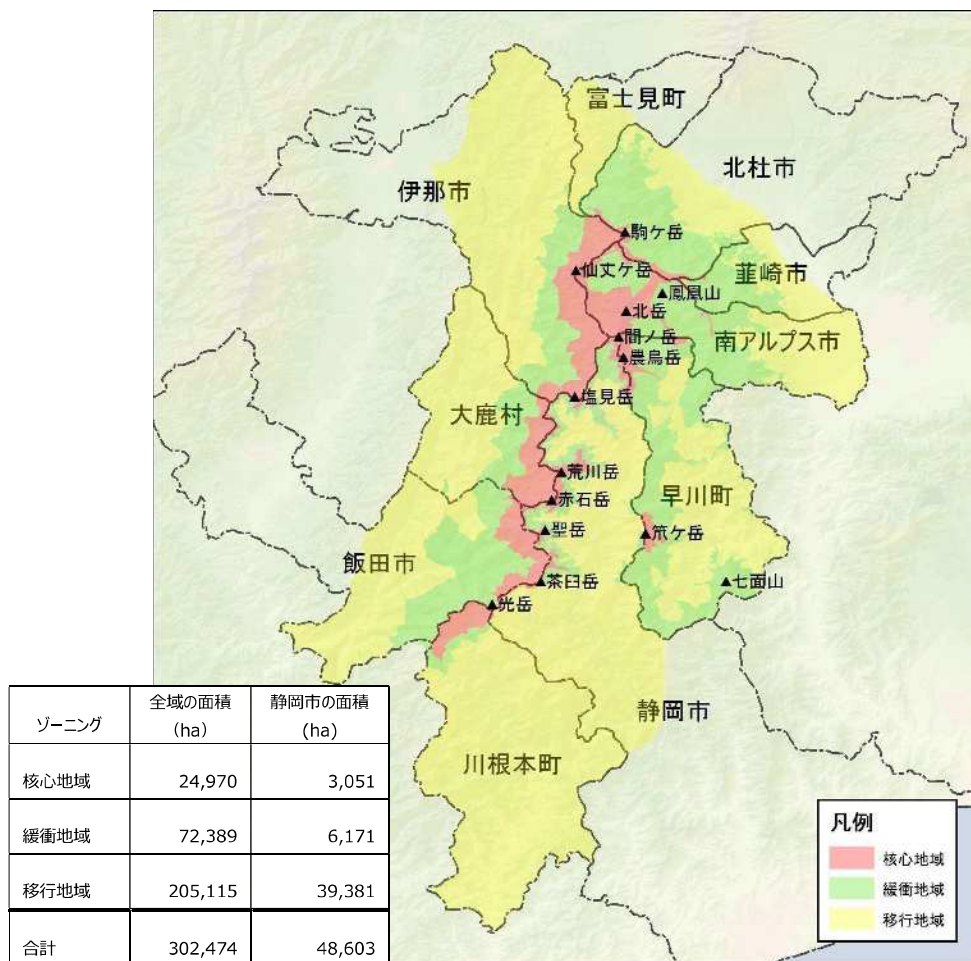


図4 南アルプスユネスコエコパークの地域区分図

◆南アルプスユネスコエコパークの特徴◆

【核心地域】

南アルプスは、ライチョウの生息地の世界の南限とされ、また、キタダケソウをはじめ、固有種が多数存在し、優れた自然景観が広がる日本屈指の高山帯の生態系を有している。

国内法やそれに準じる制度などにより、厳格に自然が保護されており、かつ、長期的な保護が担保されている地域。

法令による指定地域：南アルプス国立公園 特別保護地区、第1種特別地域

大井川源流部自然環境保全地域

山梨県自然環境保全条例自然保存地区（笹ヶ岳自然保存地区）

国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林生態系保護地域等の保護林

【緩衝地域】

南アルプスの自然環境を活かした学術調査や環境教育、レジャー等に利用され、生物多様性に配慮した森林育成を行う地域。

法令による指定地域：南アルプス国立公園 第2種及び第3種特別地域

山梨県立南アルプス巨摩自然公園第1種～第3種特別地域

南アルプス南部光岳森林生態系保護地域等の保護林

【移行地域】

古くから残る山地斜面に広がる集落景観が特徴的で、その風土を生かした茶の栽培や扇状地や河岸段丘上での果樹栽培が盛んに行われ、ブランド化されている。また、自然体験施設が整備され、自然環境や地域の歴史・文化を生かした環境教育やエコツーリズム、ダイナミックな地殻変動の歴史を観察するジオツーリズム等が盛んに行われている。

指定地域：（静岡県）旧井川村、川根本町（静岡県奥大井県立自然公園を含む）

（山梨県）釜無川以西地域

（長野県）中央構造線以東地域（長野県三峰川水系県立自然公園、長野県天竜小渋水系県立自然公園を含む）

▲▲ コラム 南アルプスユネスコエコパーク憲章 ▲▲

南アルプスユネスコエコパーク構成 10 市町村が委員となっている南アルプス自然環境保全活用連携協議会は、南アルプスユネスコエコパークの適切な管理運営、全体の統一したルールづくり、組織体制の強化等を推進し、南アルプスユネスコエコパークの自然環境、景観の保全と歴史文化の継承、地域資源の持続可能な利活用の調和を図り、もって、南アルプスがもたらす自然の恩恵を生かした魅力ある地域づくりを目指していくこととしています。

2019（令和元）年に下記に示す南アルプスユネスコエコパーク憲章を発行しています。

南アルプスは、3,000m 級の山々が連なる日本有数の山岳地帯であり、多くの貴重な動植物が生息・生育しています。そこには様々な生態系が存在し、豊かな自然環境は私たちの暮らしに多くの恩恵をもたらしました。その恵みは、険しい山々が造り出す河川流域ごとに、伝統的習慣、食文化、民俗芸能など、個性的な文化圏の発展の礎となり、現代に受け継がれています。

南アルプスの豊かな自然環境と、その山麓に息づく多様な文化は、2014 年 6 月、南アルプスユネスコエコパークとして世界に認められました。私たちは、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、これらの地域資源を共有の財産として未来へ受け継ぐため、持続可能な利活用にともに取り組み、地域の交流をひろげながら、自然の恵みを活かした魅力ある地域づくりを進めていくことを決意します。

よって、南アルプス自然環境保全活用連携協議会はここに南アルプスユネスコエコパーク憲章を定めます。

- 一． 南アルプスの恵みに感謝し、地域資源の持続可能な利活用を図ります。
- 一． 南アルプスの美しい自然と生物の多様性を守ります。
- 一． 南アルプス山麓に受けつがれた歴史・伝統及び文化を学び、未来へつなぎます。
- 一． 南アルプスに関わる人々が手を取り合い、地域や世界の人々と活発な交流を行います。
- 一． 子どもたちのために、夢と希望に満ちた魅力ある地域づくりを目指します。

2) 南アルプスユネスコエコパーク登録までの道のり

南アルプスに関係する 10 市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録を目指し、2007（平成 19）年 2 月「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」を設立しました。

南アルプスの「学術的知見の集積」にあたり学術検討委員が集い情報共有を図る場として「総合学術検討委員会」を設置しました。

こうした活動の中で、ユネスコエコパーク登録への議論が高まり、2010（平成 22）年にユネスコエコパーク推進部会を設置し、検討をはじめ、2013（平成 25）年には、関係する 10 市町村で「南アルプスユネスコエコパーク基本合意書」を締結し、10 市町村が一体となってユネスコエコパークの理念に基づいた地域づくりに取り組むことを確認しました。

これまでの活動が実を結び、2013（平成 25）年 9 月に国内推薦が決定し、2014（平成 26）年 6 月、ユネスコエコパークに登録されました。

表 2 登録までの主な活動

2007	2009	2010	2011	2012	2013	2014
2月 「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」設立	5月 「南アルプス総合学術検討委員会」設置	5月 「ユネスコエコパーク推進部会」設置	7月 「ユネスコエコパーク登録検討委員会」設置	申請準備	8月 「南アルプスユネスコエコパーク基本合意書」締結 9月 ユネスコエコパークの国内推薦決定	6月 南アルプスユネスコエコパークの登録決定

2. 計画改定にあたって

(1) 改定の経緯

本市においては、2015（平成 27）年に「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」（以下、前計画）を策定し、10 年間で自然環境の保全や管理運営体制の新規構築など、各種施策を取り組んできました。

前計画の計画期間が 2024（令和 6）年度末で終了となることから、前計画における取組の評価をし、あらたな課題の抽出と近年の社会の動向に対応した改定を行います。

(2) 本計画の目的

本計画では、構成 10 市町村で目指す自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを南アルプスユネスコエコパーク全体で実現していくため、本市において行動すべき持続的な取組の基本方針やこれに基づく施策を示します。

計画については、10 市町村共通の理念の継承を念頭に置き、産官学民が一体となって、自然や伝統文化を守りながら、その恩恵を地域社会の発展へとつなげ、地域の人々をはじめとした多くの市民が誇りに思う「南アルプスユネスコエコパーク」として、将来へ継承することを目指します。

(3) 近年の動向

近年、環境問題の深刻化や持続可能な社会の実現への取組は加速し、課題解決へ向け国際的な取組や日本国内においても取組がなされています。

それらの動向をふまえながら、本市においても「第4次静岡市総合計画」や「第3次静岡市環境基本計画」の策定や、「SDGs 未来都市」やアジア初の「SDGs ハブ都市」に選出されるなど多種多様な活動を行っています。

表3 近年の環境関連における動向

年度	国内外の動向（世界、日本）	静岡市の動き
2014年 (H26)	・第4次エネルギー基本計画の閣議決定 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統合報告書の公表 ・国土交通省による「リニア中央新幹線工事実施計画」の認可	・南アルプスユネスコエコパークに登録
2015年 (H27)	・「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画」（構成10市町村の計画）の策定 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択	・「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」の策定 ・「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）前期実行計画」の策定 ・「第2次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定 ・「静岡市環境影響評価条例」の策定
2016年 (H28)	・「パリ協定」の発行	
2017年 (H29)	・「水素基本戦略」の策定 ・「TCFD提言」の公表	・「静岡市水素エネルギー利活用促進ビジョン」の策定 ・「静岡市エネルギー地産地消事業」開始
2018年 (H30)	・学習指導要領の改訂（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度まで順次） ・「第五次環境基本計画」の閣議決定 ・IPCCが「1.5℃特別報告書」を発表 ・「気候変動適応法」の公布	・「SDGs 未来都市」「SDGs ハブ都市」に選定 ・「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）中期実行計画」の策定 ・東海旅客鉄道株式会社との「中央新幹線（南アルプストンネル静岡工区内）の建設と地域振興に関する基本合意書」の締結
2019年 (H31/R1)	・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布 ・「プラスチック資源循環戦略」の策定 ・「ESD for 2030」の採択	・「静岡市 SDGs 実施指針」の策定 ・「静岡市気候変動適応策アクションプラン」の策定
2020年 (R2)	2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言 ・「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化	・「第2次静岡市生物多様性地域戦略」の策定 ・「静岡市環境教育行動計画」の策定 ・2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言
2021年 (R3)	・「第2期ESD国内実施計画」の策定 ・「地球温暖化対策計画」「地域脱炭素ロードマップ」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「気候変動適応計画」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定 ・IPCCが「第6次特別報告書」各部会報告書を順次発表	・「静岡市 SDGs 実施指針」の改訂及び「静岡市 SDGs 実施指針の運用基準」の策定
2022年 (R4)	・「地域温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 ・「30by30ロードマップ」の公表 ・「ポスト2020生物多様性枠組」の採択 ・「次期生物多様性国家戦略」の策定	・「脱炭素先行地域」に選定 ・「第4次静岡市総合計画」の策定 ・「第3次静岡市環境基本計画」の策定 ・「第3次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定 ・「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）後期実行計画」の策定
2023年 (R5)	・国連気候変動対策会議「COP28」の開催 ・「気候変動適応法」の改正	
2024年 (R6)	・「第六次環境基本計画」の閣議決定	・南アルプスユネスコエコパークの定期報告書をユネスコへ提出

1) 国際的な取組

SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030（令和12）年までに「持続可能な世界を実現する」ことを世界共通の目標としています。

17の目標、169のターゲットから構成され、これらの目標とターゲットは互いにつながりわけられないものであり、「経済」と「社会」と「環境」のバランスを保つものとしています。



ロゴ：国連広報センター作成

ESD

ESD（持続可能な教育）とは、「Education for Sustainable Development」の略称で、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保することを目的として、身近なところから取り組み、問題解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことです。



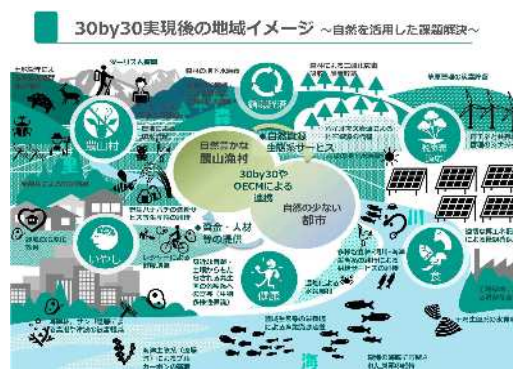
出典）文部科学省 HP

30by30

30by30とは、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標です。

30by30の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻し、気候変動問題の解決や持続可能な地域づくりが期待されています。

目標達成に向けて、保護地域の拡充・管理を行っていきます（日本の現状：陸域20.5%、海域13.3%（2021（令和3）年時点））。



出典）「30by30 ロードマップ」

2) 静岡市の取組

第3次静岡市環境基本計画

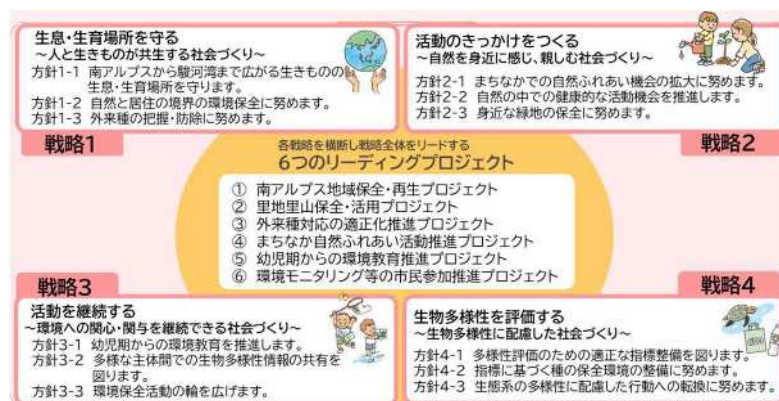
静岡市環境基本計画とは、本市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。「第3次静岡市環境基本計画」では「人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちの実現」を2030（令和12）年度の目指す姿とし、それを実現するための5つの取組方針と16の環境目標を掲げています。市民や企業などとのパートナーシップのさらなる発展や環境保全フィールドの一層の活用、SDGs やカーボンニュートラル、30by30 などの取組への積極的な貢献などを進めることで、世界の目標である持続可能な社会の実現に向けての本市における取組を推進しています。

第2次静岡市生物多様性地域戦略

本地域戦略は、2030 年に向けて「社会・自然の変化に対応した生物多様性への理解・協働推進による保全・再生の拡大」を目指すことを目標としています。

持続的に生態系サービスを楽しむ社会を実現するためには、生物多様性と生態系サービスの関連をもって、その恩恵のもと生活していることを理解して行動する

「生物多様性の主流化」を促進していく必要があります。本市では4つの戦略と、これらをリードしていく6つのリーディングプロジェクトにより、本地域戦略を推進していきます。



出典）静岡市 HP

SDGs 未来都市、SDGs ハブ都市

本市は、2018（平成30）年にSDGsの優れた取組を行う都市である「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs 未来都市は、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域が内閣府より選定されます。

また、同年に国連からSDGsの普及・達成に向け世界各国をリードし、ネットワークを形成することを担う都市として「Local 2030 Hub（SDGs ハブ都市）」に選定されました。市内はもとより、日本国内さらには世界へSDGs推進の輪を広げていく役割が求められています。



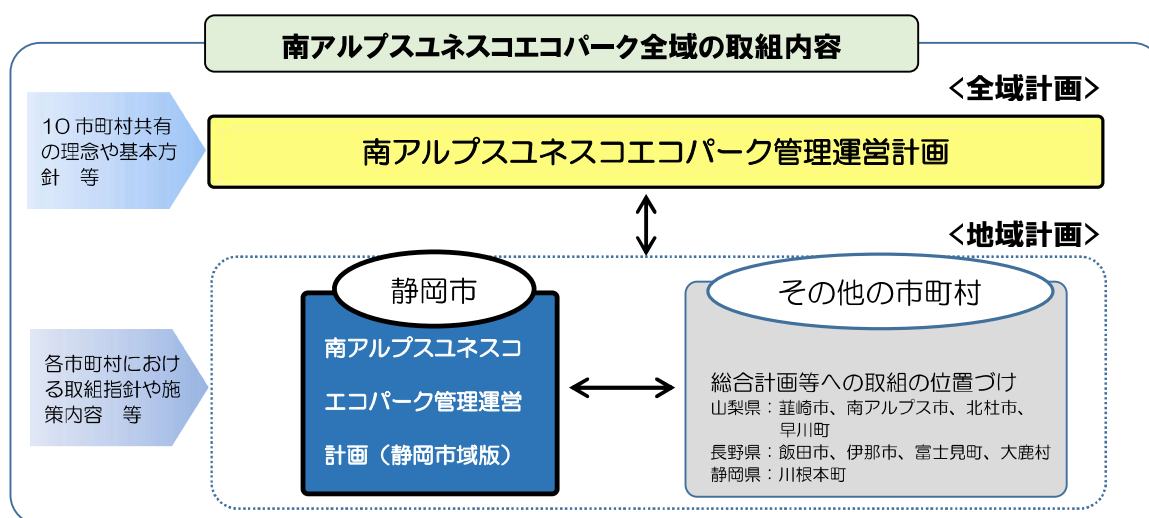
出典）静岡市 HP

(4) 計画の位置づけ

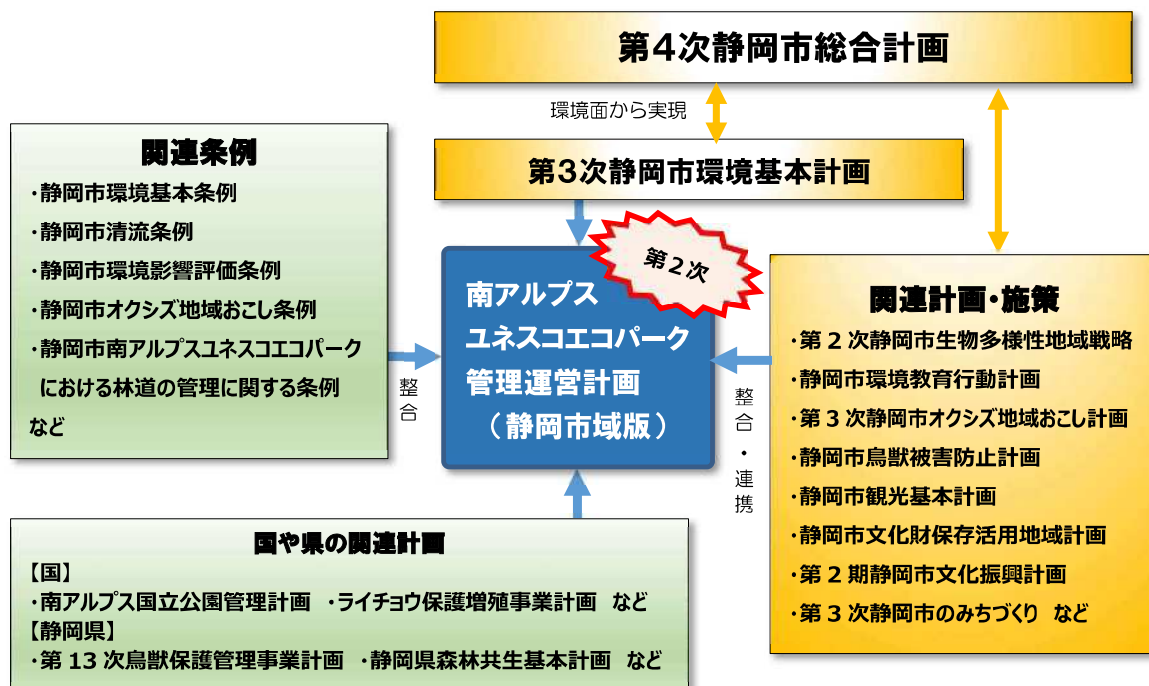
本計画では、関係 10 市町村で策定されている南アルプスユネスコエコパーク全体の管理運営計画や各市町村における取組との連携を図ります。

また、計画内容が自然環境の保全や調査・研究、地域経済の発展と多岐に渡ることから、本市の関連計画や国・県における各種計画等とも整合を図り、ユネスコエコパークの 3 つの機能を果たすための各種施策を展開していきます。

<10 市町村全体の計画及び各市町村の計画との関連>



<本市の上位計画や関連計画及び国・県の関連計画との関連>



※計画等名称は 2025 年 3 月時点のもの

図 5 計画の位置づけ

(5) 計画期間

ユネスコエコパークには、10年ごとにMAB（Man and the Biosphere）国際調整理事会に定期報告書の提出が求められます。定期報告書では、動植物の生息・生育環境、景観、地域経済、その他関連事項における主要な変化や、どのように管理運営を行ってきたのか等を報告します。

これを踏まえ、本計画の計画期間は、全体計画と同じ2025（令和7）年から2034（令和16）年までの10年間とします。

ただし、ユネスコエコパーク地域内の変化や本市における関係施策等の改定に合わせ、必要に応じ計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

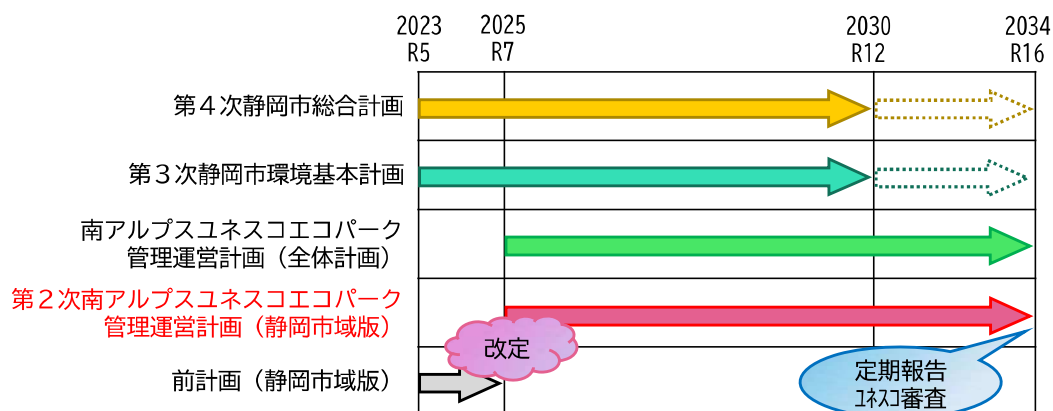


図6 計画期間

(6) 対象地域

対象地域は、本市の南アルプスユネスコエコパーク登録地域内とします。

